

原子力規制検査の手数料改正のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力規制検査等に関する規則の改正案並びに意見公募の実施

令和 8 年 9 月 17 日
原 子 力 規 制 庁

1. 趣旨

本議題は、原子力規制検査に係る手数料（以下、「検査手数料」という。）の額を見直すため、改正が必要となる政令等の改正案及び当該案に対する意見公募の実施の了承について付議するものである。

2. 経緯

令和 7 年 12 月 3 日第 46 回原子力規制委員会において、近年の物価及び人件費の高騰が原子力規制委員会の予算編成に大きな影響を及ぼすことを踏まえ、手数料について、事業者を含めた関係者の理解を得つつ、その算定方法の妥当性等を含めて見直しを検討するよう指示があった。

3. 検査手数料の見直し概要

手数料は、業務に係る実費を勘案して算定するところ、一般的には①人件費、②物件費、③旅費から成る。今般の検査手数料の見直しでは、原子力規制検査について、原子力規制委員会の指示を受け、単価を最新のものにするなどの対応を行うもの。具体的な見直しの概要は、以下のとおり。

①人件費について

原子力規制検査の導入時に考慮していなかった人件費¹を新たに計上する。令和 8 年度予算ベースで人件費を積算し、エネルギー対策特別会計及び一般会計それぞれの人件費単価を計上する。

②物件費について

検査業務に直接関係する経費に係る単価（検査業務システムの運用費等）、間接的に関係する経費に係る単価（事務費等）をそれぞれ積算し、エネルギー対策特別会計及び一般会計それぞれの物件費単価を計上する。

③旅費について

旅費単価について令和 8 年度のものに更新する。

¹ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第 65 条第 1 項に定める許認可手続き等に係る手数料については、人件費を考慮している。

4. 政令等の改正案の内容（委員会了承事項）

3. の考え方を踏まえ、以下の政令案の概要及び規則の改正案を作成したので、了承いただきたい。

（１）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下、「令」という。）の一部を改正する政令案（概要）【別紙１】

- ・納付すべき検査手数料について、「九百四十一万四千四百円を超えない範囲内において実費を勘案して原子力規制委員会規則で定める額とする」のうち「九百四十一万四千四百円」を「四千七十二万三千八百円」に改めるもの（参考：関連条文の令第六十五条第二項を参照）。

（２）原子力規制検査等に関する規則の一部を改正する規則案【別紙２】

- ・原子力規制検査等に関する規則第七条に定める検査手数料について、各原子力施設等の検査手数料の額を改めるもの。

5. 意見公募の実施（委員会了承事項）

別紙１及び２について、行政手続法（平成５年法律第８８号）第３９条第１項の規定に基づく意見公募を実施することを了承いただきたい。

実施期間：令和８年９月１８日から１０月１７日まで（３０日間）

実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

6. 今後の予定

意見公募が終了した後、提出意見に対する考え方の了承及び改正が必要となる政令案等の決定について原子力規制委員会に付議する。なお、施行日は、令和９年４月１日からとする。

(別紙、参考)

別紙 1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の
一部を改正する政令案（概要）

別紙 2 原子力規制検査等に関する規則の一部を改正する規則案

参考 関連条文

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 施行令の一部を改正する政令案(概要)

1. 第六十五条第二項中「九百四十一万四千四百円」を「四千七十二万三千八百円」に改める。
2. この政令は、令和九年四月一日から施行する。

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第●号）の施行に伴い、及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）第六十五条第二項の規定に基づき、原子力規制検査等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

原子力規制検査等に関する規則の一部を改正する規則

原子力規制検査等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が

同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
(原子力規制検査に係る手数料の額)		(原子力規制検査に係る手数料の額)	
第七条 令第六十五条第二項の原子力規制委員会規則で定める額は、各年度（第三条第一項ただし書に規定する検査にあつては、十年）につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。ただし、追加検査を受けようとするときは、次の各号に掲げる追加検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一 第三条第二項第一号に係る追加検査 八十六万九千七百円 二 第三条第二項第二号に係る追加検査 四百十一万四百円 三 第三条第二項第三号に係る追加検査 四千七十二万三千八百円		第七条 令第六十五条第二項の原子力規制委員会規則で定める額は、各年度（第三条第一項ただし書に規定する検査にあつては、十年）につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。ただし、追加検査を受けようとするときは、次の各号に掲げる追加検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一 第三条第二項第一号に係る追加検査 二十二万五千六百円 二 第三条第二項第二号に係る追加検査 九十六万九千円 三 第三条第二項第三号に係る追加検査 九百四十一万四千四百円	

別表（第七条関係）

別表（第七条関係）

番号	区分	一	二
	製錬施設		加工施設
			(一) プルトニウム若しくはその化合物又はこれらの物質の一若しくは二以上を含む物質のいずれ
		その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの
金額		二十一万二千三百円	七十四万三千三百円
		その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの(法第十二条の六第二項の認可を受けたものを除く。)	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの(法第十二条の六第二項の認可を受けたものを除く。)
		五百七十 四万千七百円	六十一万八千 百円
			千九百九十三万五千円

番号	区分	一	二
	製錬施設		加工施設
			(一) プルトニウム若しくはその化合物又はこれらの物質の一若しくは二以上を含む物質のいずれ
		その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの
金額		三万三千三百円	十一万六千七百円
		その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの(法第十二条の六第二項の認可を受けたものを除く。)	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの(法第十二条の六第二項の認可を受けたものを除く。)
		百十七万五千円	十四万九千二百円
			三百九十九万五千円
			八百円

三		
試験研究用等原子炉施設	(一) 熱出力が五百キロワット未満の試験研究用等原子炉に係るもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないものの
原子炉一基につき 六万五千三百円	原子炉一基につき 百九十万八千円	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。） 法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものではないもの （から搬出してないもの）

三		
試験研究用等原子炉施設	(一) 熱出力が五百キロワット未満の試験研究用等原子炉に係るもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないものの
原子炉一基につき 一万六千七百円	原子炉一基につき 六十二万二千二百円	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。） 法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものではないもの （から搬出してないもの）

(二) 熱出力が 五百キロワッ ト以上の試験 研究用等原子 炉（試験研究 の用に供する 原子炉等の位 置、構造及び 設備の基準に 関する規則（ 平成二十五年 原子力規制委 員会規則第二 十一号）第四	法第四十三条の三 の二第二項の認可 を受けたものであ る、全ての核燃 料物質を工場又は 事業所から搬出し たもの	原子炉一 基につき 二十五万 七千四百 円
	その年度において 核燃料物質の取扱 いを開始しないも の	原子炉一 基につき 十三万七 百円
(二) 熱出力が 五百キロワッ ト以上の試験 研究用等原子 炉（試験研究 の用に供する 原子炉等の位 置、構造及び 設備の基準に 関する規則（ 平成二十五年 原子力規制委 員会規則第二 十一号）第四	法第四十三条の三 の二第二項の認可 を受けたものであ る、全ての核燃 料物質を工場又は 事業所から搬出し たもの	原子炉一 基につき 八千三百 円
	その年度において 核燃料物質等の取 扱いを行うもの（ 法第四十三条の三 の二第二項の認可 を受けたものを除 く。）	原子炉一 基につき 百十七万 七千七百 円

(三) 熱出力が 五百キロワッ ト以上の試験 研究用等原子 炉（試験研究 の用に供する 原子炉等の位 置、構造及び 設備の基準に 関する規則第 四十条及び第 五十三条（同 規則第六十一 条において準 用する場合を 含む。）に規 定する措置を 講ずる必要が あるものに限 るものに限	事業所から搬出し たもの	その年度において 核燃料物質の取扱 いを開始しないも の	原子炉一 基につき 三十二万 六千九百 円	その年度において 核燃料物質等の取 扱いを行うもの（ 法第四十三条の三 の二第二項の認可 を受けたものを除 く。）	法第四十三条の三 の二第二項の認可 を受けたものであ って、全ての核燃 料物質を試験研究 用等原子炉の炉心 から取り出してい	原子炉一 基につき 九百十九 万二千八 百円
			原子炉一 基につき 九百十九 万二千八 百円	法第四十三条の三 の二第二項の認可 を受けたものであ って、全ての核燃 料物質を試験研究 用等原子炉の炉心 から取り出してい	原子炉一 基につき 九百十九 万二千八 百円	原子炉一 基につき 九百十九 万二千八 百円

(三) 熱出力が 五百キロワッ ト以上の試験 研究用等原子 炉（試験研究 の用に供する 原子炉等の位 置、構造及び 設備の基準に 関する規則第 四十条及び第 五十三条（同 規則第六十一 条において準 用する場合を 含む。）に規 定する措置を 講ずる必要が あるものに限 るものに限	事業所から搬出し たもの	その年度において 核燃料物質の取扱 いを開始しないも の	原子炉一 基につき 八万三千 七百円	その年度において 核燃料物質等の取 扱いを行うもの（ 法第四十三条の三 の二第二項の認可 を受けたものを除 く。）	法第四十三条の三 の二第二項の認可 を受けたものであ って、全ての核燃 料物質を試験研究 用等原子炉の炉心 から取り出してい	原子炉一 基につき 二百八十 七万九百 円
			原子炉一 基につき 二百八十 七万九百 円	法第四十三条の三 の二第二項の認可 を受けたものであ って、全ての核燃 料物質を試験研究 用等原子炉の炉心 から取り出してい	原子炉一 基につき 二百八十 七万九百 円	原子炉一 基につき 二百八十 七万九百 円

四					
原子炉	発電用				
段階発電用原	(一) 研究開発				る。)に係るもの
核燃料物質の取扱	その年度において	ないもの	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものである。すべて、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉の炉心から取り出したもの(全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したものを除く。)	原子炉一基につき 九十六万 八千二百 円	原子炉一基につき 四百七十 八万六千 七百元
基につき	原子炉一				
四					
原子炉	発電用				
段階発電用原	(一) 研究開発				る。)に係るもの
核燃料物質の取扱	その年度において	ないもの	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものである。すべて、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉の炉心から取り出したもの(全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したものを除く。)	原子炉一基につき 三十二万 三千元	原子炉一基につき 百五十七 万六千百 円
基につき	原子炉一				

施設		
子炉に係るもの		
の	いを開始しないもの	
その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。）	原子炉一基につき 二千八百四十四万五千四百円	百七万九千五百円
法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けたものであつて、全ての核燃料物質を研究開発段階発電用原子炉の炉心から取り出していないもの	原子炉一基につき 千九百九十三万五千円	九百九十九万九千九百九十九円

施設		
子炉に係るもの		
の	いを開始しないもの	
その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。）	原子炉一基につき 五百六十八万三千五百円	十六万九千五百円
法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けたものであつて、全ての核燃料物質を研究開発段階発電用原子炉の炉心から取り出していないもの	原子炉一基につき 三百九十九万五千八百円	百九十八万九千九百九十九円

六					
再処理施設					
使用済燃料の取扱いを開始しないもの	その年度において使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物の取扱いを行うもの（法第四十三条の二十七第二項の認可を受けたものを除く。）	法第四十三条の二十七第二項の認可を受けたもの	その年度において使用済燃料の取扱いを開始しないもの	その年度において使用済燃料、使用	
百円		三十五万二千六百円	百七万九千五百円	二千八百四十四万	
六					
再処理施設					
使用済燃料の取扱いを開始しないもの	その年度において使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物の取扱いを行うもの（法第四十三条の二十七第二項の認可を受けたものを除く。）	法第四十三条の二十七第二項の認可を受けたもの	その年度において使用済燃料の取扱いを開始しないもの	その年度において使用済燃料、使用	
七百元		十万七千五百円	十六万九千五百円	五百六十万八千三百	

--	--

済燃料から分離された物又はこれら によって汚染され た物の取扱いを行 うもの（法第五十 条の五第二項の認 可を受けたものを 除く。）	五千四百 円
法第五十条の五第 二項の認可を受け たものであつて、 法第五十条の四の 三第一項に規定す る廃止措置のうち 使用済燃料を溶解 した液体から核燃 料物質その他の有 用物質を分離した 残りの液体（その 放射能が三・七テ ラベクレル以上の ものに限る。）を	二千八百 四十四万 五千四百 円

--	--

済燃料から分離された物又はこれら によって汚染され た物の取扱いを行 うもの（法第五十 条の五第二項の認 可を受けたものを 除く。）	五百円
法第五十条の五第 二項の認可を受け たものであつて、 法第五十条の四の 三第一項に規定す る廃止措置のうち 使用済燃料を溶解 した液体から核燃 料物質その他の有 用物質を分離した 残りの液体（その 放射能が三・七テ ラベクレル以上の ものに限る。）を	五百六十 八万三千 五百円

ガラスにより容器に固型化する処理を終了していないもの	法第五十条の五第二項の認可を受けたものであつて、法第五十条の四の三第一項に規定する廃止措置のうち使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）をガラスにより容器に固型化する処理を終了したもの	二百九十 一万四千 四百円
----------------------------	---	---------------------

ガラスにより容器に固型化する処理を終了していないもの	法第五十条の五第二項の認可を受けたものであつて、法第五十条の四の三第一項に規定する廃止措置のうち使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）をガラスにより容器に固型化する処理を終了したもの	六十二万 四百円
----------------------------	---	-------------

七			
廃棄物 埋設 施設			
(一) 閉鎖措置 を講ずる必要 があるもの		(二) 閉鎖措置 を講ずる必要 があるもの	
その年度において 核燃料物質等の取 扱いを開始しない もの		その年度において 核燃料物質等の取 扱いを行うもの（ 法第五十一条の六 第一項の確認（廃 棄物埋設地の埋戻 しに係るものに限 る。）を受けたも のを除く。）	
十萬六千 百円		三百五十萬 二千六百 円	
その年度において 核燃料物質等の取 扱いを行うもの（ 法第五十一条の六 第一項の確認（廃 棄物埋設地の埋戻 しに係るものに限 る。）を受けたも のを除く。）		その年度において 核燃料物質等の取 扱いを行うもの（ 法第五十一条の六 第一項の確認（廃 棄物埋設地の埋戻 しに係るものに限 る。）を受けたも のを除く。）	
二百九十 一万四千 四百円		五萬三千 円	

七			
廃棄物 埋設 施設			
(一) 閉鎖措置 を講ずる必要 があるもの		(二) 閉鎖措置 を講ずる必要 があるもの	
その年度において 核燃料物質等の取 扱いを開始しない もの		その年度において 核燃料物質等の取 扱いを行うもの（ 法第五十一条の六 第一項の確認（廃 棄物埋設地の埋戻 しに係るものに限 る。）を受けたも のを除く。）	
一萬六千 七百円		十萬七千 五百円	
その年度において 核燃料物質等の取 扱いを行うもの（ 法第五十一条の六 第一項の確認（廃 棄物埋設地の埋戻 しに係るものに限 る。）を受けたも のを除く。）		その年度において 核燃料物質等の取 扱いを行うもの（ 法第五十一条の六 第一項の確認（廃 棄物埋設地の埋戻 しに係るものに限 る。）を受けたも のを除く。）	
六十二萬 四百円		八千三百 円	

八				
廃棄物管理施設				がないもの
核燃料物質等の取	その年度において の	法第五十一条の六 第一項の確認（廃 棄物埋設地の表面 を土砂等で覆う措 置に係るものに限 る。）を受けたも の	扱いを開始しない もの	その年度において 核燃料物質等の取 扱いを行うもの（ 法第五十一条の六 第一項の確認（廃 棄物埋設地の表面 を土砂等で覆う措 置に係るものに限 る。）を受けたも のを除く。）
百円	十 万 六 千	円 八 千 七 百	円 百 四 十 七	円 万 千 四 百
八				
廃棄物管理施設				がないもの
核燃料物質等の取	その年度において の	法第五十一条の六 第一項の確認（廃 棄物埋設地の表面 を土砂等で覆う措 置に係るものに限 る。）を受けたも の	扱いを開始しない もの	その年度において 核燃料物質等の取 扱いを行うもの（ 法第五十一条の六 第一項の確認（廃 棄物埋設地の表面 を土砂等で覆う措 置に係るものに限 る。）を受けたも のを除く。）
七 百 円	一 万 六 千	円 八 万 八 千	円 三 十 二 万	円 二 千 二 百

九					
使用施設等					
(二) 令第四十条各号に掲げる核燃料物質及び防護対象特定核燃料物質のいずれも取扱いを行なうもの					
扱いを開始しないもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを行なうもの(法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものを除く。)	法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを行なうもの(法第五十七条の五第二項の認可を受	
	二百九十 一万四千 四百円	三十五万 二千六百 円	三万二千 六百円	九十六万 八千二百 円	
九					
使用施設等					
(二) 令第四十条各号に掲げる核燃料物質及び防護対象特定核燃料物質のいずれも取扱いを行なうもの					
扱いを開始しないもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを行なうもの(法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものを除く。)	法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを行なうもの(法第五十七条の五第二項の認可を受	
六十二万 四百円	十万七千 五百円	八千四百 円	三十二万 三千円		

(三) 防護対象 特定核燃料物 核燃料物質等の取 扱もの	(二) 令第四十 一条各号に掲 げる核燃料物 質の取扱いを 行うもの(一) に該当す るものを除く 。		(二) 令第四十 一条各号に掲 げる核燃料物 質の取扱いを 行うもの(一) に該当す るものを除く 。	(二) 令第四十 一条各号に掲 げる核燃料物 質の取扱いを 行うもの(一) に該当す るものを除く 。	(二) 令第四十 一条各号に掲 げる核燃料物 質の取扱いを 行うもの(一) に該当す るものを除く 。
	法第五十七条の五 第二項の認可を受 けたもの	法第五十七条の五 第二項の認可を受 けたものを除く。	法第五十七条の五 第二項の認可を受 けたもの	法第五十七条の五 第二項の認可を受 けたもの	法第五十七条の五 第二項の認可を受 けたもの
円(第三	十七万二 百円		八十四万 千七百円	二万千七 百円	十八万千 百円

(三) 防護対象 特定核燃料物 核燃料物質等の取 扱もの	(二) 令第四十 一条各号に掲 げる核燃料物 質の取扱いを 行うもの(一) に該当す るものを除く 。		(二) 令第四十 一条各号に掲 げる核燃料物 質の取扱いを 行うもの(一) に該当す るものを除く 。	(二) 令第四十 一条各号に掲 げる核燃料物 質の取扱いを 行うもの(一) に該当す るものを除く 。	(二) 令第四十 一条各号に掲 げる核燃料物 質の取扱いを 行うもの(一) に該当す るものを除く 。
	法第五十七条の五 第二項の認可を受 けたもの	法第五十七条の五 第二項の認可を受 けたものを除く。	法第五十七条の五 第二項の認可を受 けたもの	法第五十七条の五 第二項の認可を受 けたもの	法第五十七条の五 第二項の認可を受 けたもの
円(第三	八万五千 四百円		二十七万 三千九百 円	五千六百 円	八万八千 二百円

質の取扱いを行 うもの（一） に該当する ものを除く。 （	扱いを開始しない もの	条第一項 ただし書 に規定す る検査を 受けよう とする場 合には、 これに（ 四）に規 定する額 を加算し た額）	その年度において 核燃料物質等の取 扱いを行うもの（ 法第五十七条の五 第二項の認可を受 けたものを除く。 （	九万八千 円（第三 条第一項 ただし書 に規定す る検査を 受けよう とする場 合には、 これに（
--	------------------------	---	--	--

十				
核原料物質の使用に係る施設				
	(四) (一) から (三) までに該当しないもの			
		法第五十七条の五 第二項の認可を受けたもの		
三万二千 六百円	三万二千 六百円	た額 を加算し 定する額 (四)に規 定する額 を加算し た額)	円(第三 条第一項 ただし書 に規定す る検査を 受けよう とする場 合には、 これに(	(四)に規 定する額 を加算し た額)
十				
核原料物質の使用に係る施設				
	(四) (一) から (三) までに該当しないもの			
		法第五十七条の五 第二項の認可を受けたもの		
八千四百 円	八千四百 円	た額 を加算し 定する額 (四)に規 定する額 を加算し た額)	円(第三 条第一項 ただし書 に規定す る検査を 受けよう とする場 合には、 これに(	(四)に 規定する 額を加算 した額)

		六百円
		円

附 則

この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。

関連条文

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

（手数料の納付）

第七十五条 次の各号のいずれかに掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一～七 （略）

八 原子力規制検査を受けようとする者

2・3 （略）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（抄）

（手数料）

第六十五条 法第七十五条第一項（第八号を除く。）の規定により納付すべき手数料の額は、別表第一のとおりとする。

2 法第七十五条第一項第八号に掲げる者が同項の規定により納付すべき手数料の額は、九百四十一万四千四百円を超えない範囲内において実費を勘案して原子力規制委員会規則で定める額とする。

3 法第七十五条第三項の政令で定める独立行政法人は、別表第二に掲げる独立行政法人とする。

原子力規制検査等に関する規則（抄）

（原子力規制検査に係る手数料の額）

第七条 令第六十五条第二項の原子力規制委員会規則で定める額は、各年度（第三条第一項ただし書に規定する検査にあっては、十年）につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。ただし、追加検査を受けようとするときは、次の各号に掲げる追加検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 第三条第二項第一号に係る追加検査 二十二万五千六百円
- 二 第三条第二項第二号に係る追加検査 九十六万九千円
- 三 第三条第二項第三号に係る追加検査 九百四十一万四千四百円

別表（第七条関係）

番号	区分		金額
一	製錬施設	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	三万三千三百円
		その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第十二条の六第二項の認可を受けたものを除く。）	百十七万五千円
		法第十二条の六第二項の認可を受けたもの	十四万九千二百円
二	加工施設	（一）プルトニウム若しくはその化合物又はこれらの物質の一若しくは二以上を含む	十一万六千七百円
		その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第二十二條の八第	三百九十九万五千八百円

		む物質のいずれかの物質の取扱いを行うもの	二項の認可を受けたものを除く。)	
			法第二十二條の八第二項の認可を受けたもの	四十万五千六百円
		(二) プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質のいずれも取扱いを行わないもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	八万三千三百円
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの(法第二十二條の八第二項の認可を受けたものを除く。)	二百八十六万二千七百円
			法第二十二條の八第二項の認可を受けたもの	三十二万二千二百円
	試験研究用等原子炉施設	(一) 熱出力が五百キロワット未満の試験研究用等原子炉に係るもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	原子炉一基につき一万六千七百円
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの(法第四十三條の三の二第二項の認可を受けたものを除く。)	原子炉一基につき六十二万二千二百円
			法第四十三條の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所(原子力船を含む。以下この項において同じ。)から搬出していないもの	原子炉一基につき三十二万三千円
			法第四十三條の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したもの	原子炉一基につき十万七千七百円
		(二) 熱出力が五百キロワット以上の試験研究用等原子炉(試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号)第四十條	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	原子炉一基につき三万三千五百円
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの(法第四十三條の三の二第二項の認可を受けたものを除く。)	原子炉一基につき百十七万八千三百円
			法第四十三條の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉の炉心から取り出していないもの	原子炉一基につき百十七万八千三百円
			法第四十三條の三の二第	原子炉一基につき

		及び 第五十三条（ 同規則第六十 一条において 準用する場合 を含む。）に 規定する措置 を講ずる必要 がないものに 限る。）に係る もの	二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉の炉心から取り出したもの（全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したものを除く。）	六十二万二千百円
			法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したもの	原子炉一基につき 十四万九千五百円
		（三）熱出力が 五百キロワッ ト以上の 試験研究用等 原子炉（試験 研究の用に供 する原子炉等 の位置、 構造及び設備 の基準に關す る規則第二十 条及び第五十 三条（同規則 第六 十一条におい て準用する場 合を含む。） に規定する措 置を講ずる必 要があるもの に限る。）に 係るもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	原子炉一基につき 八万三千七百円
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。）	原子炉一基につき 二百八十七万九百円
			法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉の炉心から取り出していないもの	原子炉一基につき 二百八十七万九百円
			法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉の炉心から取り出したもの（全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したものを除く。）	原子炉一基につき 百五十七万六千百円
			法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したもの	原子炉一基につき 三十二万三千円
四	発電用 原子炉 施設	（一）研究開発 段階発電用原 子炉に係るも の	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	原子炉一基につき 十六万九千五百円
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。）	原子炉一基につき 五百六十八万三千五百円
			法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであって、全ての核	原子炉一基につき 三百九十九万五千八百円

			燃料物質を研究開発段階 発電用原子炉の炉心から 取り出していないもの	
			法第四十三条の三の三十四 第二項の認可を受けた ものであって、全ての核 燃料物質を研究開発段階 発電用原子炉の炉心から 取り出したもの（全ての 核燃料物質を工場又は事 業所から搬出したものを 除く。）	原子炉一基につき 百九十八万五千九百円
			法第四十三条の三の三十四 第二項の認可を受けた ものであって、全ての核 燃料物質を工場又は事業 所から搬出したもの	原子炉一基につき 四十万五千六百円
		(二) 発電用原 子炉（研究開 発段階発電用 原子炉を除 く。）に係る もの	その年度において核燃料 物質の取扱いを開始しな いもの	原子炉一基につき 十六万九千五百円
			その年度において核燃料 物質等の取扱いを行うも の（法第四十三条の三の 三十四第二項の認可を受 けたものを除く。）	原子炉一基につき 五百六十八万三千五百円
			法第四十三条の三の三十四 第二項の認可を受けた ものであって、全ての核 燃料物質を工場又は事業 所から搬出していないも の	原子炉一基につき 百九十八万五千九百円
			法第四十三条の三の三十四 第二項の認可を受けた ものであって、全ての核 燃料物質を工場又は事業 所から搬出したもの	原子炉一基につき 四十万五千六百円
			五	使用済燃料貯蔵施設
		その年度において使用済 燃料又は使用済燃料によ って汚染された物の取扱 いを行うもの（法第四十 三条の二十七第二項の認 可を受けたものを除 く。）	六十二万四百円	
		法第四十三条の二十七第 二項の認可を受けたもの	十万七千五百円	
		六	再処理施設	その年度において使用済 燃料の取扱いを開始しな

			いもの	
			その年度において使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の取扱いを行うもの（法第五十条の五第二項の認可を受けたものを除く。）	五百六十八万三千五百円
			法第五十条の五第二項の認可を受けたものであって、法第五十条の四の三第一項に規定する廃止措置のうち使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・セテラベクレル以上のものに限る。）をガラスにより容器に固型化する処理を終了していないもの	五百六十八万三千五百円
			法第五十条の五第二項の認可を受けたものであって、法第五十条の四の三第一項に規定する廃止措置のうち使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・セテラベクレル以上のものに限る。）をガラスにより容器に固型化する処理を終了したもの	六十二万四百円
七	廃棄物埋施設	(一) 閉鎖措置を講ずる必要があるもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの	一万六千七百円
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十一条の六第一項の確認（廃棄物埋施設の埋戻しに係るものに限る。）を受けたものを除く。）	六十二万四百円
			法第五十一条の六第一項の確認（廃棄物埋施設の埋戻しに係るものに限る。）を受けたもの	十万七千五百円
		(二) 閉鎖措置を講ずる必要	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始し	八千三百円

		がないもの	ないもの	
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十一条の六第一項の確認（廃棄物埋設地の表面を土砂等で覆う措置に係るものに限る。）を受けたものを除く。）	三十二万二千二百円
			法第五十一条の六第一項の確認（廃棄物埋設地の表面を土砂等で覆う措置に係るものに限る。）を受けたもの	八万八千二百円
八	廃棄物管理施設		その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの	一万六千七百円
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものを除く。）	六十二万四百円
			法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたもの	十万七千五百円
九	使用施設等	（一）令第四十一条各号に掲げる核燃料物質及び防護対象特定核燃料物質のいずれも取扱いを行うもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの	八千四百円
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十七条の五第二項の認可を受けたものを除く。）	三十二万三千円
			法第五十七条の五第二項の認可を受けたもの	八万八千二百円
		（二）令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の取扱いを行うもの（（一）に該当するものを除く。）	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの	五千六百円
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十七条の五第二項の認可を受けたものを除く。）	二十七万三千九百円
			法第五十七条の五第二項の認可を受けたもの	八万五千四百円
		（三）防護対象特定核燃料物質の取扱いを行うもの（（一）に該当す	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの	二千八百円（第三条第一項ただし書に規定する検査を受けようとする場合には、これに（四）に規定する額を加算した額）

		るものを除く。)	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十七条の五第二項の認可を受けたものを除く。)	二万五千百円（第三条第一項ただし書に規定する検査を受けようとする場合には、これに（四）に規定する額を加算した額）
			法第五十七条の五第二項の認可を受けたもの	二千八百円（第三条第一項ただし書に規定する検査を受けようとする場合には、これに（四）に規定する額を加算した額）
		(四) (一) から (三) までに該当しないもの		八千四百円
十	核原料物質の使用に係る施設			八千四百円